

<< 茨城県バスケットボール協会 U12部会 県北地区連絡協議会 規約 >>

第 1 章 名 称

第 1 条 この団体は、**茨城県バスケットボール協会 U12部会 県北地区連絡協議会**と称する。

第 2 条 この団体は、事務局を会長の指定する場所におく。（理事長）

第 2 章 組 織

第 3 条 この団体は、登録された茨城県県北地区内のミニバスケットボールチームをもって組織する。

第 4 条 この団体に次の地区をおく。

①日立地区 ②北部地区（高萩・北茨城） ③常陸太田地区

第 5 条 この団体に、次の委員会をおく。

①総務委員会 ②競技委員会 ③審判委員会 ④広報委員会 ⑤TO委員会 ⑥コミッショナー委員会
⑦**育成委員会** ⑧**感染症対策委員会** ⑨**顧問会**

第 3 章 目 的

第 6 条 この団体は、県北地区におけるミニバスケットボールの健全な普及及び発展を図るとともに、児童の精神力・体力・技術の向上と、指導者の資質の向上を図ることを目的とする。

第 4 章 事 業

第 7 条 この団体は、第 6 条の目的を達成するために次の事業を行う。

①**茨城県バスケットボール協会 U12部会**主催大会の予選及び推薦
②地区内で行う大会の主催・後援
③指導者の講習会及び研修会の開催
④その他、この団体の目的達成のための事業

第 5 章 役 員

第 8 条 この団体に次の役員**及び委員**を置く。

①会 長 1 名 ②副会長 若干名 ③理事長 1 名
④副理事長 若干名 ⑤会 計 1 名
⑥監 事 若干名 ⑦理 事 (**各委員会 委員長/副委員長**) 必要な人数
⑧委 員 必要な人数

第9条 この団体の役員は、次の職務を行う。

- ①会長は、この団体を代表し**全ての統括責任者となる。**
- ②副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代行する。
- ③理事長は、この団体の全ての業務を統括しその職務の責任者となる。
- ④副理事長は、理事長を補佐し理事長事故ある時は、その職務を代行する。
- ⑤理事及び委員は、下記の委員会に所属する。

(1) 総務委員会

この団体の記録・保管をするとともに、この団体事業推進などの庶務や通信連絡などの業務を行う。

(2) 競技委員会

この団体主催の大会を企画・運営する。

(3) 審判委員会

審判技術向上のため、ルールの伝達や講習会、大会の審判などの業務を行う。

(4) TO委員会

試合を円滑に進めるためにTO技術の向上のための講習会や伝達会を行い、指導者及び児童の健全な育成を図る。

(5) 広報委員会

大会冊子や各広告誌の構成・印刷など広報活動全般の業務を行う。

(6) コミッショナー委員会

マンツーマンディフェンスへの理解と普及に勤め、ゲームにおいて助言・指導を行う。

(7) **育成委員会**

県協会育成委員会の連携、活動への参画、**育成選手選考及びオールスター選手選考**を行い、選手及び指導者の育成、指導を行う。

(8) **感染症対策委員会**

県U12部会コロナ感染症対策委員会(R3年度制定予定)と連携、活動と運営管理、感染症対策を図る。**副理事長を委員長とし、総務委員会にて業務を行う。**

(9) **顧問会**

当団体に対して実務業務を行わない相談役とする。

上記委員会を円滑に運営するため、各委員会に委員長を1名、委員を若干名おく。

⑥会計は、本連盟の会計全般を行う。

⑦監事は、本連盟の会計を監査する。

第10条 この団体役員選出は、次の通りとする。

- ①会長、副会長は、理事会の推薦によって就任する。
- ②理事、会計、監事は、総会において選出し、会長が委嘱する。
- ③委員会の委員は、理事会で決定し委員長は、委員の互選とする。

第11条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第12条 役員の欠員が生じた場合は補充し、その任期は前任者の在任期間とする。ただし、選出は理事会で行う。

第 6 章 会 議

第 1 3 条 次の事項は、総会において決定または承認する。

①主な事業 ②予算・決算 ③役員を選出 ④規約の改正 ⑤その他重要事項

第 1 4 条 総会は、年 1 回を原則とし、その他必要とされるときに会長が承認し、理事長が招集する。

第 1 5 条 理事会は、会長が招集し理事長が**招集し**議長となる。理事会は理事の過半数以上の出席をもって成立する。その場合委任すれば出席と見なす。議決は、多数決によるものとし、賛否同数の時は、議長が決定する。

第 1 6 条 次の事項は、理事会において企画・運営する。

①事業企画 ②予算・決算 ③役員を推薦 ④行事の決定 ⑤その他重要事項

第 7 章 登 録

第 1 7 条 この団体に加盟しようとするチームは、毎年度の当初においてこの団体に登録しなければならない。

第 1 8 条 この団体に**登録**するチームは、**所定の登録申請書を総会開催 1 ヶ月前までに**理事長まで提出する。ただし、年度途中において新たに**登録**したい場合は、理事会の承認を得た上で登録をすることができる。

第 1 9 条 この団体のチームで次の場合は、その資格を失う。

- ①登録有効期間（4 月末日）が過ぎても更新手続きを取らなかった場合。
- ②この団体の目的に反する行動をとり、この団体の名誉を棄損した場合。
- ③加盟チームからの脱退の申請があり、理事会でこれを承認した場合。
- ④上記の①②については、理事会において議決する。

第 8 章 会 計

第 2 0 条 この団体の経費は、茨城県バスケットボール協会からの地区運営費、各種大会の参加費、事業収入、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第 2 1 条 この団体の主催する大会の参加費は、大会の種類により 1 チーム 3, 0 0 0 円以上 **6, 0 0 0 円**以内とする。（特別の場合を除く）

第 2 2 条 この団体の予算案は、会計が作成し、総会で承認を得なければならない。

第 2 3 条 この団体の決算書は会計が作成し、監事の監査のもとに、総会の承認を得なければならない。

第 2 4 条 この団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 9 章 賞 罰

第 2 5 条 この団体に貢献した個人及びチームは、理事会の決議により表彰することができる。

第 2 6 条 この団体の規約及び細則、または通達事項に反する行為のあった場合は、理事会の議決により処分することができる。

第 10 章 規約改正

第 27 条 この団体の規約は、理事会の決定により発議し、総会において出席チームの過半数以上の承認を得て成立する。

第 11 章 付 則

第 28 条 この規約を施行するために必要な細則は、理事会の決議を経て別に定めることができる。

第 29 条 この団体は、登録チームの児童及び指導者の傷害について保障しない。従って、この団体に登録するチームの児童及び指導者は、スポーツ安全協会傷害保険に加入しておく。

第 30 条 本会の設立年月日は、平成 9 年 4 月 17 日とする。

第 31 条 この規約は、平成 9 年 4 月 17 日より施行する。

- (1) 平成 11 年 4 月 22 日 第 8 条一部改正即日施行
- (2) 平成 11 年 4 月 22 日 第 22 条一部改正即日施行
- (3) 平成 12 年 4 月 26 日 第 4 条一部改正即日施行
- (4) 平成 12 年 4 月 26 日 第 8 条一部改正即日施行
- (5) 平成 12 年 4 月 26 日 第 14 条一部改正即日施行
- (6) 平成 13 年 4 月 25 日 第 9 条一部改正即日施行
- (7) 平成 19 年 4 月 25 日 第 8 条一部改正即日施行
- (8) 平成 27 年 4 月 25 日 第 8 条一部改正即日施行
- (9) 平成 28 年 4 月 23 日 第 5 条.9 条.32 条一部改正即日施行
- (10) 平成 29 年 4 月 22 日 第 8 条.9 条一部改正即日施行
- (11) 平成 30 年 4 月 21 日 第 19 条一部改正即日施行
- (12) 平成 31 年 4 月 21 日 第 5 条一部改正(追加)即日施行
- (13) 平成 31 年 4 月 21 日 第 9 条一部改正(追加)即日施行
- (14) 平成 31 年 4 月 21 日 第 19 条一部改正(削除)即日施行
- (15) 令和 2 年 7 月 18 日 第 8 条一部改正 即日施行
- (16) 令和 2 年 7 月 18 日 第 20 条一部改正(削除)即日施行
- (17) 令和 3 年 4 月 25 日 規約改定即日施行

【茨城県バスケットボール協会 U12部会 県北地区連絡協議会 細則】

◇表彰に関する細則

本協議会では、表彰細則を設け理事会（年次総会）・代表者会議の席上又は、各種大会の席上で、次の各条によりその該当者に対し感謝状（表彰状）及び記念品、又は記念品を贈り表彰する。

第1条 功労についての表彰

- ① 本連盟の発展に顕著な功労のあった者及び県大会で3位以内に入賞した代表指導者で、会長又は理事長が推薦した者とする。
- ② 県北地区で永きにわたり（概ね10年以上その後の10年毎）地域ミニバスの普及発展に貢献された方。
- ③ 表彰者の決定は理事会に諮り承認を得る。
- ④ 記念品は理事長に一任する。

第2条 退任に当たっての表彰

- ① 次に該当する役員が退任の際は表彰する。
会長・副会長・理事長
- ② 表彰に関しては、記念品を贈呈する。記念品は理事長に一任する。

◇弔意に関する細則

本団体では、弔意・見舞いに関しては行い合わない。但し、理事長の判断として、当協議会及び顧問会へ通達する。

付 則 本細則は、平成16年5月12日より施行する。

- | | | | | |
|---|-------|------------------------|----|----------|
| 1 | 平成21年 | 3月20日第 | 1条 | 一部改正即日施行 |
| 2 | 平成31年 | 4月21日◇弔意・見舞いに関する細則(追記) | | 即日施行 |
| 3 | 平成31年 | 4月21日第 | 5条 | 一部改正即日施行 |
| 4 | 令和3年 | 4月25日 | | 改訂 |

茨城県バスケットボール協会 U12部会 県北地区 細則

◆表彰に関する細則

本連盟では、表彰細則を設け第1回理事会（年次総会）の席上又は11月県選手権大会閉会式の席上で、次の各条によりその該当者に対し感謝状（表彰状）及び記品、又は記念品を贈り表彰する。

第1条 功労についての表彰

- ① 本連盟の発展に顕著な功労のあった者及び全国大会並びに関東大会で3位以内に入賞した代表指導者で、会長または理事長が推薦した者とする。
- ② 各地区で永きにわたり（概ね10年以上その後10年毎）地域ミニバスの普及発展に貢献された方。
- ③ 表彰者の決定は、常任理事会に諮り承認を得る。
- ④ 記念品は、理事長に一任する。

第2条 退任に当たっての表彰

- ① 次に該当する役員が退任の際は、表彰する。
会長・副会長・理事長
- ② 表彰に際しては、記念品を贈呈する。記念品は、理事長に一任する。

第1条の ①の該当者

②の該当者

第2条の ①の該当者